

山梨県公報

第二千五百五十六号

平成二十七年

十一月五日

木曜日

目次

- 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除……………七〇九
- 保安林の指定の予定(六件)……………七〇九
- 保安林の指定実施要件の変更予定(三件)……………七一

公告

- 国土調査の成果の認証……………七二二
- 随意契約の相手方の決定について……………七二二
- 公共測量の実施(二件)……………七二三

告示

山梨県告示第三百六十七号

土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として平成二十七年山梨県告示第九十九号により指定した区域の全部について、土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、その指定を解除する。

平成二十七年十一月五日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定を解除する区域 都留市上谷五丁目七百八十四番三、七百八十四番十三、七百九十番一及び七百九十番八の各一部
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 水銀及びその化合物並びに鉛及びその化合物
- 三 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 指定を解除する区域において講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

山梨県告示第三百六十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十七年十一月五日

山梨県知事 後 藤 齋

一 保安林の所在場所

笛吹市境川町大黒坂字春日山一四二四の一二七(次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字春日山一四二四の一二七(次の図に示す部分に限る。)
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百六十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十七年十一月五日

山梨県知事 後 藤 齋

一 保安林の所在場所

甲州市大和町鹿野字小林四二一〇、四二一一の二、四二二四の一(次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

山梨県告示第三百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十七年十一月五日

山梨県知事 後 藤 齋

一 保安林の所在場所
南都留郡道志村字下神地九三六一、九三七五から九三八〇まで

二 指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法
1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字下神地九三六一・九三七五から九三八〇まで（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十七年十一月五日

山梨県知事 後 藤 齋

一 保安林の所在場所
大月市梁川町塩瀬字大保呂入一四四七、一四四九から一四五六まで、一四五八、一四七六、一四九九から一五〇一まで、一五〇八、一五〇九

二 指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法
1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字大保呂入一四四七・一四五〇から一四五四まで・一四五六・一四五八・一四七六・一四九九から一五〇一まで・一五〇八・一五〇九（以上一四筆について次の図に示す部分に限る。）、一四五五

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十七年十一月五日

山梨県知事 後 藤 齋

一 保安林の所在場所
北都留郡丹波山村字東はんや川一六九二の一、一六九五の一

二 指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 木の森林については、主伐は、択伐による。
字東はんや川一六九二の一・一六九五の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び丹波山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第三百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十七年十一月五日

山梨県知事 後 藤 齋

一 保安林の所在場所

富士吉田市上暮地字数見四一一四の二から四一一四の三三三まで

二 指定の目的

水源の滴養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字数見四一一四の二（次の図に示す部分に限る。）

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び

富士吉田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第三百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十七年十一月五日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南巨摩郡身延町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、身延町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。

- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第三百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十七年十一月五日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南巨摩郡身延町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十七年十一月五日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南巨摩郡身延町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、身延町（次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

● 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとお

り国土調査の成果を認証した。
平成二十七年十一月五日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 調査を行った者の名称
甲斐市、市川三郷町及び南部町
- 二 調査を行った時期
甲斐市 平成二十二年六月三日から平成二十四年七月十七日まで
市川三郷町 平成二十六年四月二十九日から平成二十七年六月二十一日まで
南部町 平成二十五年五月二十三日から平成二十六年九月十三日まで
- 三 成果の名称
地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域
甲斐市上芦沢及び下芦沢の各一部
市川三郷町上野の一部
南部町万沢の一部
- 五 認証年月日
平成二十七年十月二十九日

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成二十七年十一月五日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 随意契約に係る役務の名称及び数量
- (一) 名称 山梨県電子入札・公共事業総合管理システム保守運用業務
- (二) 数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地
- (一) 名称 山梨県県土整備部県土整備総務課
- (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日 平成二十七年九月一日
- 四 随意契約の相手方の氏名又は名称及び住所
- (一) 名称 株式会社 Y S K e i c o m

(二) 住所 山梨県甲府市湯田一丁目十三番二号

五 契約金額 一億七千六百四十九万円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 随意契約によることとした理由 山梨県電子入札・公共事業総合管理システムの開発事業者であるため（地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号該当）。

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により甲府地方事務局から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。
平成二十七年十一月五日

山梨県知事 後 藤 齋

一 測量の種類 公共測量（基準点測量）

二 測量の地域 甲府市の一部

三 測量の期間 平成二十七年十一月二日から平成二十八年二月二十九日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により昭和町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。
平成二十七年十一月五日

山梨県知事 後 藤 齋

一 測量の種類 公共測量（空中三角 地上画素寸法十二センチメートル、数値地形図データ作成 地図情報レベル千）

二 測量の地域 中巨摩郡昭和町

三 測量の期間 平成二十七年十月二十六日から平成二十八年二月十六日まで

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番